

令和4年 第7回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年7月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第7回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

1 出席委員 (22名)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 22番 大場 裕之 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者 | |

2 欠席委員 (2名)

- | |
|----------------|
| 17番 佐々木 耕太郎 委員 |
| 24番 鈴木 康則 会長 |

3 議事に参与した者

- | | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 小野寺 世洋 |
| 事務局長補佐 | 小山 雅規 |

農地農政係 主 幹 高 橋 潤
農地農政係 主 幹 大 場 香
農地農政係 主 事 菅 原 佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦労様です。ご着席願います。

7月15日から降り続いた大雨により、市内に土砂災害警戒情報が発令され、築館にある気象庁のアメダス観測地点では、15日の降り始めから17日朝5時までの降水量が226.5ミリと、過去最大となったとの発表であります。

市内各地で道路・農道の通行止、そして広範囲にわたり農地の冠水被害が発生しまして、今後、復旧対策はもちろんのこと、被害に対する迅速な支援を期待するものであります。

また、市内では新型コロナ感染者が増えてきております。宮城県を含む全都道府県で患者数が急増し、第7波が到来したと報道されております。感染防止対策を徹底されまして、引き続き健康にご留意いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第7回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席ならびに遅刻の通告があります。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、24番 鈴木 康則 会長 から所用のため欠席する旨、

また、議席番号22番 大場 裕之 委員 から所用のため、遅刻する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号6番 菅原勝宏 委員、7番 岩淵 敬一 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年6月29日から令和4年7月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年7月28日から令和4年8月29日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番の1案件、合わせて2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 田 1筆 212m²、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の 田 1筆 2,242m²、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報

告を終わります。

議長

日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第3区の番号11番の1案件について、審議いたします。

議長

佐藤 憲一 農地利用最適化推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時43分)

(佐藤 憲一 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後1時43分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号11番は、栗駒地区の 畑 1筆 143㎡、所有権移転売買の1案件である旨を説明。

議長

次に、去る7月21日、議席番号15番 高橋 寛 委員、農地利用最適化推進委員 の 佐藤 憲一 推進委員、及び、三浦 勇市 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員 から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

去る7月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号11番の案件につきましては、労力不足による所有権移転売買で、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、第3区の番号11番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、第3区の番号11番の1案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、佐藤憲一 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時46分)

(佐藤 憲一 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後1時46分)

次に、第1区の番号1番から番号4番までの4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 畑 1筆 287㎡、

番号2番は、高清水地区の 田 4筆 24,707㎡、畑 1筆 165㎡、合計
24,872㎡、
で、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号3番は、一迫地区の 田 2筆 1,598㎡、
番号4番は、一迫地区の 田 1筆 121㎡、
で、いずれも所有権移転贈与の2案件、
以上、4案件を説明。

議長

次に、去る7月20日、議席番号8番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員 の
及川 正一 推進委員、及び、千葉 律雄 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、
その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 米山 嘉彦 委員 から報告願います。

米山 嘉彦 委員

事務局説明の4案件について、去る7月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行
いました。

4件の詳細は事務局説明のとおりであり、相手方の要望や経営の合理化、労力不足によ
るもので売買や贈与するものであり、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から10番までの6案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の 畑 1筆 221㎡、
番号6番は、若柳地区の 田 1筆 2,242㎡、
で、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号7番は、若柳地区の 田 4筆 3,970㎡、畑 1筆 254㎡、合わせて 4,224㎡、

番号8番は、若柳地区の 田 43筆 54,099㎡、畑 4筆 2,545㎡、合わせて 56,644㎡、

で、いずれも使用賃借権設定の2案件、

番号9番は、金成地区の 田 3筆 1,842㎡、所有権移転売買の1案件、

番号10番は、志波姫地区の 田 10筆 14,449㎡、畑 1筆 167㎡、合わせて 14,616㎡、使用賃借権設定の1案件、

以上、6案件を説明。

議長

次に、去る7月21日、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 推進委員、及び、氏家 勝子 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員 から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

事務局説明の6案件について、去る7月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、農地法第3条第2項に照らし合わせて、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号12番から番号20番までの9案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号12番は、栗駒地区の 田 1筆 1,054㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、栗駒地区の 田 3筆 2,045㎡のうち 2,044.59㎡、
番号14番は、栗駒地区の 田 2筆 827㎡のうち 826.73㎡、
番号15番は、栗駒地区の 田 2筆 2,001㎡のうち 2,000.60㎡、
で、いずれも賃貸借権設定の3案件、
番号16番は、栗駒地区の 田 3筆 2,045㎡、
番号17番は、栗駒地区の 田 2筆 827㎡、
番号18番は、栗駒地区の 田 2筆 2,001㎡、
で、いずれも区分地上権設定の3案件、
番号19番は、栗駒地区の 田 3筆 2,032㎡、
番号20番は、栗駒地区の 田 2筆 2,304㎡、
で、いずれも使用貸借権設定の2案件、
以上、9案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、三浦 勇市 推進委員 から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

7月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

9案件のうち6案件は太陽光発電に係る案件でしたが、9案件すべてにおいていずれも審査基準に照らし合わせて特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号10番までの10案件、
番号12番から番号20番までの9案件、
合わせて19案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号10番までの10案件、
番号12番から番号20番までの9案件、
合わせて19案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番については、築館地区の 畑 2筆 372㎡、を住宅用地として転用し、宅道を造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、転用面積が既存宅地面積の2分の1以内であり許可要件を満たし、また、令和4年6月に農振地域から除外されており妥当であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

及川 正一 推進委員

報告いたします。去る7月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

現地確認すると、すでに宅道として利用されており、申請者に話を聞くと、先代の頃から宅道として利用されてきたとのことでした。顛末書を提出済であり、転用をもって周辺に与える影響もなく、許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番の1案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番の1案件、
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号4番までの4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番については、築館地区の 田 1筆 7,012㎡のうち490㎡の賃貸借権設定の1案件で、業務用地として一時転用し、東北新幹線の法面工事等に係る資材置場を造成するものであります。

農地区分は農振農用地に該当しますが、6か月間の一時転用のため、不許可の例外規定に該当すること、排水は雨水を自然浸透処理することを説明。

番号2番については、築館地区の 田 1筆 1,014㎡の地上権設定の1案件で、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものであります。

農地区分は都市計画区域内で準工業地域に指定されており第3種農地に該当すること、排水は雨水を自然浸透処理することを説明。

番号3番は、築館地区の 田 1筆 2,010㎡のうち1,470㎡の地上権設定の1案件で、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものです。

農地区分は都市計画区域内で準工業地域に指定されており第3種農地に該当すること、排水は自然浸透処理することを説明。

番号4番は、使用貸借権設定の案件で、高清水地区の 畑 1筆 565㎡のうち247.87㎡を業務用地として一時転用し、携帯電話無線施設設置工事に伴う資材置場を造成するものであります。

農地区分は農振農用地に該当しますが、3か月間の一時転用のため、不許可の例外規定に該当すること、排水は雨水を自然浸透処理することを説明。

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

報告いたします。去る7月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、新幹線沿いの農地で、資材置場に一時転用する申請内容であり、これをもって周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号2番は、隣接地ではすでに太陽光発電施設が設置・稼働しており、今回の転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、現在牧草地で南向きの太陽光パネル設置となるが、南面には住宅等はなくこれをもって周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号4番は、現在は休耕しており、資材置場に一時転用する申請内容であり、これをもって周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番から番号10番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号5番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の 田 1筆 440㎡を業務用地として転用し、資材置場及び業務用駐車場を造成するものであります。

農地区分は第2種農地ですが、既存敷地の拡張要件により不許可の例外規定で取り扱いたいと考えます。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号6番は、賃貸借権設定の案件で、栗駒地区の 畑 1筆 316㎡を業務用地として転用し、業務用駐車場を造成するものであります。

農地区分は第1種農地ですが、既存敷地の拡張要件により不許可の例外規定で取り扱いたいと考えます。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号7番は、賃貸借権設定の案件で、栗駒地区の 田 3筆 2,045㎡のうち0.41㎡を業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するものであります。

農地区分は農振農用地に該当しますが、一時転用による太陽光発電施設で、下部では柵を植えることから、不許可の例外規定に該当すること、排水は雨水を自然浸透処理することを説明。

番号8番、栗駒地区の 田 2筆 827㎡のうち0.27㎡、

番号9番、栗駒地区の 田 2筆 2,001㎡のうち0.40㎡、

の2案件も、番号7番と同一借受人の賃貸借権設定による営農型太陽光発電施設設置と同様の案件であります。

番号10番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の 田 1筆 1,327㎡のうち627㎡を業務用地として転用し、資材置場及び駐車場として使用するものであります。

農地区分は第1種農地ですが、既存敷地の拡張要件により不許可の例外規定で取り扱いたいと考えます。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 委員から報告願います。

高橋 寛 委員

調査結果を報告いたします。

番号5番については、申請地を6mほど土盛りする計画であり、転用許可には特に問題

がないものの、今後雨水排水などについて経過観察することが望ましいと判断しました。

番号6番から10番については、それぞれ事業による転用に伴う周辺への影響はなく、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

22番 大場 裕之委員。

大場 裕之 委員

番号5番の案件についてです。

私も高橋委員と同様に少し懸念を抱いたのですが、6mの土盛りという事で周辺農地への土砂流出は大丈夫かなと心配します。断面図がないが、このような場合、L字擁壁を設置したりあるいは斜面にステップを設けたりする義務はないのか。

私は素人なのでよく分からないが、その辺の確認を皆さんとあわせて行いたいと思います。

議長

暫時休憩いたします。(午後2時26分)

議長

会議を再開します。(午後2時30分)

それでは、事務局から説明いたします。

事務局

事業計画には、近隣農地への流出のないよう施工していくとしているが、L字擁壁を設置したりといった義務はない。

今後事務局において施工状態の現地確認を行いながら指導していきたい。

議長

大場委員よろしいですか。

大場 裕之 委員

了解しました。

議長

他にございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

11番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

番号5番、7～9番について伺います。

5番については、確か以前に農振除外を申請した案件ではないか。どこからどこまでの範囲で申請されたかは忘れたが、この場所は除外申請されたところではないか。農振除外がスムーズに認められたのかどうか伺います。

7～9番については、営農型太陽光発電の案件ですが、認定農業者であれば、許可期間は10年ということは分かるが、申請者はそれに該当しているのかどうか、これまで委員会には3年の期間の案件であったと記憶している。該当要件を確認したい。

議長

暫時休憩いたします。(午後2時35分)

議長

会議を再開します。(午後2時34分)

それでは、事務局から説明いたします。

事務局

5番については、農振除外許可が令和4年6月8日付けでなされ、その写しが事業計画に添付されております。説明が不足しすみません。

7～9番については確認に少し時間を要します。

議長

それでは、会議開始から1時間以上経過したので、午後2時45分まで、休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時35分から2時45分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

それでは、事務局から説明いたします。

事務局

7番～9番の許可期間については、今回の3条と5条に関し営農型太陽光発電とセットで申請となっており、営農をする会社は大崎市において認定農業者に認定されており、最長10年の営農が可能となっておりますことから、10年の申請となります。

議長

三浦委員。

三浦 正勝 委員

3条については了解しましたが、5条については一時転用業者が営農する業者とは別であり、一時転用業者が10年の許可要件に該当するかどうか確認します。

議長

それでは、事務局から説明いたします。

事務局

営農型の一時転用について平成25年、平成30年にそれぞれ農水省通知が出されており、その中で太陽光発電業者と営農する業者と異なる場合も想定しており、営農者が担い手では最長10年まで認められるという内容です。

今回の営農者は宮城県全体で広域認定を受けている認定法人であり、10年まで認められることとなり、それに伴い5条申請も10年まで認められるという事になっています。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号10番までの10案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の、
番号1番から番号10番までの10案件、
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号17番の1案件について、審議いたします。

議長

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時50分)

(議席番号9番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時50分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号17番は、金成地区の 田 42筆 49,522㎡、新規の使用貸借権設定である旨を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号17番の1案件について、
原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号17番
の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、阿部
一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時54分)
(阿部 一信 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時54分)

次に、第1区の番号1番から番号12番までの12案件、を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 376㎡、
番号2番は、築館地区の 田 1筆 356㎡、

で、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の 田 21筆 17,514㎡、新規の使用貸借権設定の1案件

番号4番は、築館地区の 田 1筆 9,710㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定の1案件、

番号5番は、高清水地区の 田 2筆 904㎡、

番号6番は、高清水地区の 田 3筆 404㎡、

番号7番は、高清水地区の 田 1筆 212㎡、

番号8番は、高清水地区の 田 1筆 425㎡、

番号9番は、高清水地区の 田 1筆 111㎡、

で、いずれも所有権移転売買の5案件、

番号10番は、一迫地区の 田 2筆 6,624㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号11番は、瀬峰地区の 田 16筆 19,936㎡、

番号12番は、瀬峰地区の 田 2筆 17,221㎡、

で、いずれも新規の賃貸借権設定の2案件

以上、12案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号13番から番号16番までの4案件、番号18番の1案件、合わせて5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号13番は、若柳地区の 田 1筆 1,083㎡、

番号14番は、若柳地区の 田 3筆 1,523㎡、

番号15番は、若柳地区の 田 12筆 10,069㎡、

で、新規の賃貸借権設定の3案件、

番号16番は、金成地区の 田 9筆 9,217㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号18番は、志波姫地区の 田 2筆 2,252㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号19番の1案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号19番は、栗駒地区の 田 7筆 15,819㎡、新規の賃貸借権設定
の1案件、
以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号16番までの16案件、
番号18番から番号19番までの2案件、
合わせて18案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号16番までの16案件、

番号18番から番号19番までの2案件、
合わせて18案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

それでは、番号1番から41番までの41案件のうち、お手元にお配りしましたとおり議案配布後に事務局で再度精査し、番号14番、23番から36番までを議案から除き、26案件を審議することといたします。

議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 田 1,100㎡、地目は、登記は田、現況は雑種地、
番号2番は、築館地区の 田 7,160㎡、地目は、登記現況とも田、
番号3番は、築館地区の 田 649㎡、地目は、登記現況とも田、
番号4番は、築館地区の 田 372㎡、地目は、登記現況とも田、
番号5番は、築館地区の 田 431㎡、地目は、登記現況とも田、
番号6番は、築館地区の 田 575㎡、地目は、登記現況とも田、
番号7番は、築館地区の 田 600㎡、地目は、登記現況とも田、
番号8番は、築館地区の 田 761㎡、地目は、登記現況とも田、
番号9番は、築館地区の 田 772㎡、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、築館地区の 田 5,788㎡、地目は、登記現況とも田、
番号11番は、築館地区の 田 3,819㎡、地目は、登記現況とも田、
番号12番は、築館地区の 田 6,274㎡、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、築館地区の 田 237㎡、地目は、登記現況とも田、
番号15番は、高清水地区の 田 1,384㎡、地目は、登記現況とも田、
番号16番は、若柳地区の 田 1,385㎡、地目は、登記は田、現況は原野、
番号17番は、若柳地区の 畑 269㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号18番は、若柳地区の 畑 22㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号19番は、若柳地区の 畑 10㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号20番は、若柳地区の 畑 12㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号21番は、若柳地区の 畑 513㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号22番は、若柳地区の 田 65㎡、地目は、登記現況とも田、
番号37番は、金成地区の 田 659㎡、地目は、登記現況とも田、
番号38番は、金成地区の 田 159㎡、地目は、登記現況とも田、
番号39番は、金成地区の 田 738㎡、地目は、登記現況とも田、

番号40番は、金成地区の 田 71㎡、地目は、登記現況とも田、
番号41番は、志波姫地区の 畑 374㎡、地目は、登記は畑、現況は田、
以上、26案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

11番 三浦 正勝 委員。

11番 三浦 正勝 委員

11番の三浦です。

今回議案から除かれた案件は、今後も非農地判断が難しい理由があると思うが、その理由をお知らせください。今後我々委員が確認する際にも参考にしたいと思います。

議長

事務局から説明いたします。

事務局

除外した案件は、いずれも隣接地において水稻の作付けが行われているところであり、例えば四角形であれば四辺のうち一辺、八角形であればそのいずれか一辺が耕作している土地に接しているため除外したもの、あるいは隣接地で今後作付けの可能性のあるものがあります。

今回の案件は、ご承知のとおり各委員に現地確認いただき所有者本人の意向を確認いただいたうえで提出いただいたものの中から提案しております。その際は、各委員にも要件をお配りし考え方の「目ならし」をしたうえで進めてきていると伺っておりますが、細かいところまでの判断は難しい部分もあり、このように除外する案件が生じることとなったものであります。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第7回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 6分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員